

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則について

危機管理政策課

1 規則改正の理由

徳島県危機管理関係手数料条例（以下「条例」という。）の一部が改正されることに伴い、貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る規則で定める特定屋外貯蔵タンクを定める必要がある。

2 改正の要点

改正後の条例中の「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるもの」を、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定に準じ定める。

公布予定日：改正後の条例の公布日と同日

施行予定日：公布の日



